

地方分権改革推進本部（第4回会合） 議事要旨

日 時 平成25年12月20日（金） 9時51分～59分

場 所 総理大臣官邸2階小ホール

議 題 1 国から地方及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
2 地方分権改革の総括と展望について

○ 冒頭、地方分権改革推進本部の本部長である安倍内閣総理大臣から、以下のとおり挨拶があった。

- ・個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが不可欠である。第1次安倍内閣で始めた一連の地方分権改革については、私の内閣で確実に前に進めると約束をしてきた。
- ・関係大臣のリーダーシップ・尽力により、残された課題であった「国から地方への事務・権限の移譲等」について、都道府県から指定都市への移譲等と併せて、見直し方針の取りまとめに至ったことに感謝する。次の通常国会に第4次一括法案を提出することにより、一連の地方分権改革が大きく前進し、次の局面を迎えることになる。
- ・本日報告を受ける「地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）」については、今後の取組の指針となるものである。
- ・関係大臣は、本日の見直し方針や、地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）を踏まえ、率先して改革に取り組んでいただきたい。

○ 次に、議題1に関して、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、事務・権限の移譲等に関する見直し方針案について、以下のとおり説明があった。

- ・地方分権改革推進委員会の勧告のうち残された課題である「国から地方への事務・権限の移譲等」と、第30次地方制度調査会で示された「都道府県から指定都市への移譲等」については、国と地方の間の調整を行い、今回、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針案」を取りまとめた。
- ・国から地方への移譲等については、移譲するものが48事項、移譲以外の見直しを行うものが18事項となっており、都道府県から指定都市への移譲等については、移譲するものが29事項、移譲以外の見直しを行うものが4事項となっている。
- ・移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるとともに、その他必要な支援を実施することとしている。
- ・以上について、次の通常国会に第4次一括法案を提出することとしている。
- ・これにより、第1次安倍内閣で開始された第2次地方分権改革は、一区切りを迎えることとなる。

○ 続いて、事務・権限の移譲等に関する見直し方針が資料2のとおり決定され、新藤内閣

府特命担当大臣（地方分権改革）から、見直し方針に沿って、第4次一括法案の提出に向けた今後の調整や法案化の作業について協力をお願いするとの発言があった。

○ 最後に、議題2に関して、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、地方分権改革の総括と展望（中間取りまとめ）について、以下のとおり報告があった。

- ・ 地方分権改革は一つの節目を迎えており、平成5年（宮澤内閣時）の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過している。また、第4次一括法案により第2次地方分権改革が一区切りとなることから、地方分権改革は新たな段階を迎えることになる。このため、私の下で開催している地方分権改革有識者会議において、地方分権改革のこれまでの総括と今後の展望について、中間取りまとめを行った。
- ・ 資料3の1ページ目のとおり、タイトルを地方分権改革のミッションである「個性を活かし自立した地方をつくる」とした上で、これからの改革について「個性と自立、新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」と位置付け、5つの柱を示している。
- ・ 第一に、これまでの改革で掲げられた、国・地方の関係を上下・主従から対等・協力の関係に変えるという理念はしっかりと継承し、更に発展させていくとしている。
- ・ 第二に、改革の推進手法については、従来の国主導のスタイルに加えて、地方の発意に根ざした改革スタイルへの転換が望まれるとしている。このため、地方からの「提案募集方式」の導入と、それを受け止める政府の恒常的な推進体制の整備が必要であるとしている。
- ・ 第三に、機関委任事務制度の廃止など、これまでに地方全体に共通の基盤となる制度はある程度確立したことから、今後は、地方の「多様性」を重んじた取組の推進が求められるとしている。その際、連携と補完によるネットワークの活用や、地域の多様性を反映できる「手挙げ方式」を導入すべきであるとしている。
- ・ 第四に、改革の対象分野としては、真の住民自治の拡充、財政的な自主自立性の確立などに重点を置いて取り組み、自治の担い手の強化を図ることとしている。
- ・ 第五に、情報発信については、ソーシャルメディアの活用等により、地方の現場の優れた取組を発信するとともに、全国シンポジウムを新たに開催することなどにより、改革の成果について国民の皆様にも実感を持ってもらうことが必要であるとしている。そして、地方における好事例を捉えて展開する取組を進めなければならない。
- ・ 今回の取りまとめを、第2次地方分権改革以後のこれからの取組の指針と位置付け、新しい局面にふさわしい地方分権改革を力強く推進したいと思う。この中間取りまとめについては、来年前半の最終取りまとめに向けて、引き続き調査審議を進める。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）